

BPW INTERNATIONAL (International Federation of Business and Professional Women)

会則 及び 規則

第27回コンGRESS(2011年6月ヘルシンキ)より適用

使 命:

BPW International は、世界各地において、発言・支援・教育・助言・交流・技能指導をおこない、国連活動や、経済力の強化のための活動を通して、全ての女性たちの事業活動、専門的職業、指導能力の強化を支援するものである。

Email: presidents.office@bpw-international.org
www.bpw-international.org

登録住所: Rue de Saint-Jean 26
1203 Geneva, Switzerland

【会 則】

- C1 名称
- C2 組織の種類
- C3 目的
- C4 構成
- C5 アフィリエイト(構成会員)
- C6 事業年度
- C7 解散
- C8 会則改正

【規 則】

- R1 評議会
- R2 役員
- R3 評議会と役員会の議決
- R4 管財人
- R5 会員団体
- R6 言語
- R7 BPW International を構成する地域
- R8 財務
- R9 コンGRESS
- R10 総会
- R11 総会での投票
- R12 総会の会期外での
- R13 ヤングBPW
- R14 データベース
- R15 常任委員会
- R16 事業活動への参加者
- R17 決議
- R18 改正
- R19 解散
- R20 名称及びロゴ
- R21 手順書
- R22 他団体(組織)との関係
- R23 会長事務局
- R24 原則

【会 則】

C1 名称

この団体の名称を、the INTERNATIONAL FEDERATION OF BUSINESS AND PROFESSIONAL WOMEN、以下”BPW International”と称す。

登録住所は Rue de Saint-Jean 26, 1203 Geneva, Switzerland とする。

C2 組織の形態

BPW International は、無党派、非営利の団体で、活動期間を定めず、任意の会員と指導者で構成され:

- ・人権を尊重し、出身や信条による差別をせず、
- ・運営においては、民主的で、透明性を保ち、全て会員に開放されている。
- ・意思決定機関は、会員に説明責任を負う。
- ・基金は厳重に管理され、目的を推進し、達成するために使用される。

C3 目的

BPW International の目的は、全世界の働く女性たちを結集して:

1. 女性たちのために活動する:
 - ・経済的自立
 - ・経済生活、社会生活、政治生活における女性の機会均等及び地位の平等
2. 女性や少女を励まし支援する:
 - ・専門性と指導者能力の開発・育成
 - ・生涯にわたる教育と訓練の提供
 - ・女性が持つ能力を人々の利益のために、地域社会、国内外の社会において活用
3. 女性を代弁して発言する:
 - ・女性に対するあらゆる差別の撤廃に向けて
 - ・人権を護り、ジェンダーに配慮した視点を保つ。
4. 以下の活動を展開する:
 - ・ビジネス及び専門職につく女性たちへの国内外における交流網確立と相互協力
 - ・女性の経済的自立を支援する非営利事業
 - ・働く女性の意見を集約して、国際的な組織や機関、及び、経済界、政治・行政、市民社会に提案

C4 構成

BPW International の最高統括機関は BPW International コンGRESSにおける総会(Assembly)であ

- る。
- ・総会の期間外は評議会 (International Board) が統括機関である。
 - ・BPW International は役員会 (The Executive) によって運営される。
 - ・会長は総会・評議会・役員会の議長を勤める。

C5 アフィリエイト(構成会員)

BPW International の会員とは:

- ・3以上の会員クラブで構成される「(会員)連合会」
 - ・会員で構成される「(会員)クラブ」
 - ・「個人会員」
- 評議会はアフィリエイト(構成会員)を退会させることができる。

C6 事業年度

事業年度は1月1日から12月31日とする。

C7 解散

BPW International は、総会でのみ、解散を議決することができる。

C8 改正

会則は総会においてのみ改正することができる。

用語の定義

アフィリエイト(構成会員)

BPW International の会員とは:

- ・各国の連合会は、BPWクラブで構成される。
- ・連合会のない国では、単位クラブをおく。
- ・BPW International の女性会員で、BPW のクラブ及び連合会に所属せず、表決権のない会員を個人会員とする。

BPW International コンgress

3年毎に開催される BPW の定例大会で、総会、講演会、ワークショップ(分科会)、ネットワーキング(情報交換会)が行われる。

BPW International 総会(General Assembly)

BPW International コンgressで行われる意思決定会議。監査(財務を始め各種報告)、各種報告、選挙、決議、規約改正、その他 BPW International に関する事項を含む。

シビル・ソサエティ(市民社会)

シビル・ソサエティとは世間の関心事を意思決定機関に伝える非政府及び非営利組織およびその連合体さす。ただし、政府機関及び市場の商業機関を含まない。

【規則】

R1 評議会(International Board)

R1.1 評議会の構成員は次に掲げるものとする。

- ・各連合会代表
- ・各クラブ代表
- ・役員会メンバー
- ・元会長
- ・各常任委員会委員長

R1.2 会員の代表は所属する組織で推薦される。

R1.3 評議会の開催

- ・評議会は、コンgressの直前と直後に開催する。
- ・評議会の特別会議は会長によって招集される。開催のためには評議委員の3分の1が書面請求しなければならない。
- ・会議開催外の場合、決議は、電子投票によって行うことができる。

R2 役員 (Executive)

R2.1 役員会を構成する者は、BPW International の役員である。

- ・会長
- ・副会長—組織担当
- ・副会長—国連担当
- ・事務局長
- ・会計
- ・ヤング BPW 代表
- ・各地域のリージョナルコーディネーター
- ・前会長 但し、その任期は就任から12ヶ月とする。

R2.2 役員を選出

- ・役員会のメンバーは総会において無記名投票により選出される。
- ・会費を納め、罰金等のないアフィリエイト(構成会員)のみが事務局に対し役員候補者を推薦することができる。
- ・候補者については、コンgressに先だてて名簿が公表される。ただし、候補者がいない場合、総会で推薦することができる。
- ・会長候補者は、役員経験者、もしくは連合会の会長経験者でなければならない。
- ・最高の票数を得た副会長候補が第1副会長となる。また、選出されなかった会長候補は、副会長としての経歴がなければ、組織または、国連担当の副会長候補になることができる。

R2.3 役員の任期

- ・役員は1期に限り同一責務を担当することができる。但し、事務局長、会計、リージョナルコーディネーターは、推薦を受ければ連続して2期担務することができる。
- ・後任の役員が選任されていない場合、次の総会が開かれるまで役員が代行することができる。

R2.4 役員会

- ・役員会は、任期中、最低、年1回開催する。
- ・3名またはそれ以上の役員から役員会の開会要請が出された場合、役員会を開催しなければならない。
- ・役員会の定足数は、6とする。
- ・会長は、役員会の議長として、議決が可否同数のと

きは、これを決する。会長不在のときは、第 1 副会長が代行する。

- ・会議期間外は、電子投票によって決議することができる。

R3 評議会及び役員会による議決

R3.1 会長は次に掲げる項目で指導的役割を担う：

- ・総会・評議会・役員会の議長
- ・任期中におこなわれる国際コンGRESS計画委員会の委員長
- ・職務の任命
- ・外部の国際組織及び指導者との関係構築

R3.2 会長は職務上、すべての委員会の委員を兼ねる。

R3.3 役員会は運営及び管理に関しての一切の責任を負う。

- ・役員は、手順書に則り、役員会の承認に基づき BPW International の名において文書に署名することができる。
- ・役員会は、手順書に則り、評議会の承認をもって、役員を解任することができる。解任された役員は不服申し立てをすることができる。
- ・役員会は、委員長及び委員会から指名された者を解任することができる。解任された会員は解任に関して不服申し立てをすることができる。
- ・役員会は、BPW International の名において、運営事務を行う者の雇用し、ボランティアを起用することができる。

R3.4 会議期間外の評議会による議決

- ・評議会は、役員会の指示により重要な問題について投票を行う。
- ・評議会は、次に掲げる場合に限り、総会での決議を見直し、変更あるいは覆すことができる。
 - ・重要な問題
 - ・総会の決議が前提とした事柄が大幅に変更した場合
- ・評議会の決定は次の総会で報告されなければならない。

R3.5 定足数

R4 管財人

R4.1 BPW International が財産を取得する場合、法律の定めに従って3名の管財人を任命する。

R4.2 管財人は役員会で推薦され、評議員会での投票によって選出され、会長によって正式に指名される。

R4.3 管財人はBPW Internationalの名において財産を所有する。管財人は、資産管理チーム及び評議会の勧告によってのみ資産売却の決定をすることができる。

R4.4 管財人は次に掲げる1つに該当するに至るまで、職務を遂行する。

- ・死亡したとき。
- ・退会したとき。
- ・評議会によって解任されたとき。

R4.5 管財人は、手順書の記載に従って BPW International の方法を正しく護っている場合 BPW

International から免責を保証される。

R5 アフィリエイト(構成会員)

R5.1 連合会

- ・連合会は1ヶ国に1連合会とする。
- ・最低3つのクラブがあり、100 人以上の会員を有する国の会員クラブは、BPW International の連合会となるための申請を提出する事が出来る。
- ・1つの国の中に5つのクラブがあり、会員が 100 人以上いる場合、そのクラブは、BPW International の連合会となるよう働きかけなければならない。
- ・連合会の会員数が 100 人以下に減少したときは、連合会はその会員数が 100 人以上に達すまで、クラブとなる。

R5.2 クラブ

連合会のない国で、最低 20 人の働く女性たちの団体がある場合、BPW International のクラブとなるべく申請することができる。

R5.3 個人会員

BPW International の目的を支持し、連合会、及び、クラブのない国に住む働く女性は、BPW International の個人会員となる資格を有する。

R5.4 会員の除名

評議会は、次に掲げる項目に該当した会員を除名できる。

- ・会員が、会費を 1 年間未納で、その間その組織が BPW International と連絡を取っていないとき。
- ・会員が BPW International の名誉を棄損するような行為を行ったとき。

会員は、手順書に則り、除名に対する不服申し立てることができる。

除名された会員は会員としての権利を主張すること、及び、BPW の名称およびロゴを使用することはできない。

5.5 加盟会員の会則

加盟会員の会則は BPW International の承認を要し、BPWI会則に準じるものでなければならない

R6 言語

BPW International の公用語は英語、フランス語、イタリア語、スペイン語とする。

R7 BPW International を構成する地域

R7.1 少なくとも5 地域を設定する

- ・アフリカ
- ・アジア太平洋
- ・ヨーロッパ
- ・ラテンアメリカおよび、カリブスペイン語圏
- ・北米および、カリブ非スペイン語圏

R7.2 各地域はその地域の連合会、クラブ、個人会員で構成される。

R7.3 地理的理由で、サブリージョナルグループがあるときは、手順書に則り、サブリージョナルコーディネーターを任命することができる。

R7.4 2回の BPWI コンGRESSが開催される間に、最低1回、リージョナル会合を開催しなければならない。

R8 財務

R8.1 BPW International の財源:

- ・会費
- ・フレンズやフェローの会費など
- ・スポンサー、遺産、寄付によって受け取る基金
- ・イベント収益や BPW 商品の物販及びサービスの売上
- ・私的及び公的助成金
- ・その他合法的な財源は BPW International の目的や施策の実施及び会の運営に使用する。

R8.2 会費

総会は毎年納入されるべき会費の額を設定する。

- ・会費は請求書に基づきユーロで納入する。但し会員の要請に基づいて役員会が他の支払方法を認めた場合はこの限りにあらず。
- ・会員の年会費は、毎年 3 月 31 日までに納入するものとする。
- ・延滞したときは、四半期ごとに 10% の罰金を請求する。
- ・国連によって貧困国と分類された会員は、手順書に基づいて会費規定の要綱に合致する場合、会費の 50% 引き下げを要請することが出来る。

R8.3 財務構成

会計 (Finance Officer) を責任者とする財務管理チームを設定する。チームは、評議会です承された 5 人で構成し、責任者としての会計担当者及び:

- ・会長
 - ・会計士の資格を有する会員を含む。
- 財務管理チームは、財務報告を監督するが、作業は行わず、次に掲げる事項を確認する。
- ・財務の決定は手順書に記載されている財務規定に従う。
 - ・予算案を準備し、役員会で合意を得、承認を得るために総会に提出する。
 - ・BPW International の支出は、収入予算を超過しない。
 - ・手順マニュアルに記載されている金額を超得る予算外の支出には評議会の事前承認が必要である。
 - ・収支計算書は各会計年度の最終日に公認会計士によって独立して監査を受け、6 月 30 日までに報告書と収支計算書を評議会に提出する。
 - ・1 年間の BPW International の支出に対して、一般準備基金を保持することによって、財政の安定を確保するために最大限努力する。
 - ・Battersea 基金の原資は評議会の承認なしで使用しない。
 - ・ kongress 基金は別会計とし、kongress の登録費を減額する目的のみに使用する。
- kongress 終了後 12 カ月以内に、その年度の会計は、kongress の収支報告を評議会に提出する。

R8.4 元会員は BPW International の資産について権利を主張することができない。

R8.5 負債

- ・BPW International の負債は BPW International の財源によってのみ支払うことができる。
- ・会員が、BPW International によって引き起こされた負債を負うことはない。
- ・BPW International の手順に正しく従った役員会及び財務管理チームのメンバーは BPW International

から免責を保証される。

R9 kongress

R9.1 kongress は、役員会が決定した時期と場所で開催される。

- ・役員会は kongress 開催の 5 年前にホスト国の立候補を呼びかける。
- ・立候補は手順書に記載されている条件を満たさなければならない。
- ・kongress は地域で持ち回り開催とする。

R9.2 会長は、国際 kongress 計画委員会の委員長を務める。開催準備は手順書に記載されている kongress・ガイドラインに準ずる。

R10 総会**R10.1 総会の構成**

- ・各連合会の投票権をもつ代表者
- ・1 票を持つクラブ代表、国内にクラブのみ
- ・役員会の役員
- ・会長経験者
- ・各常任委員会委員長

R10.2 総会の議長は会長が務める。議決において可否同数の場合、議長が議決案を評価して決定する。但し選挙の場合は手順書に従って議長が決定する。議長不在のときは、第 1 副会長が代行する。

R10.3 議事進行担当者の選出と任命は、手順書に記載される総会規定に従って行う。

- ・議事運営助言者 (Parliamentarian)、及び、総会会期中に必要な役職者は会長が指名し、kongress 直前の評議会承認を得る。
- ・総会会期中、議事運営助言者、及び資格審査委員会委員長 (Credentials Chair) は総会に於ける表決には投票出来ない。
- ・推薦委員会委員長及び選挙管理委員会委員長は、選挙での投票はできない。

R10.4 その年度の会長および書記は、kongress 終了後 12 カ月以内に、評議会に総会で承認された議事録を配布する。

R11 総会における議決権

R11.1 会費を納め、罰金等のない会員の代表のみが総会に於ける議決権を有する。

R11.2 総会に出席する各連合会の代表で、表決権を有する代表者は:

- ・会員数 500 人以下 代表 3 人
- ・会員数 501 ~ 1,000 人 代表 4 人
- ・会員数 1,001 ~ 2,000 人 代表 5 人
- ・会員数 2,001 ~ 3,000 人 代表 6 人

以後は、会員数 3,000 人毎に代表 1 人を追加するが、代表は最大 15 人までとする。

各連合会は代表者と同数の代理が認められる。

R11.3 総会に出席するクラブの代表

一つもしくは複数のクラブのある国が総会に出席する場合、議決権をもつ代表は 1 人で、代表代理も 1 人となる。複数クラブの場合、その 1 票をクラブで共有する。代表代理は、代表と同数。

R11.4 総会に出席するその他の代表

- ・役員会のメンバー (役員) は各 1 票を有し、議決権

はその役職の1票のみ。

- ・元会長 及び常任委員長は、各1票を有し、議決権はその役職の1票のみ。

R12 総会の会期外での票決

R12.1 会費の納入を済ませている会員組織を代表する評議会委員は、評議会の会合で投票する事が出来、会議の期間外の場合は電子投票ができる。

R12.2 連合会

各連合会は2票を有する。

R12.3 クラブ

一ヶ国に、1クラブ或いは複数のクラブがある場合、評議会で投票できる代表は1人で、代理は1人である。その1票はクラブで共有すること。

R12.4 その他代表

- ・役員会のメンバーは1人につき1票が付与されている。
- ・元会長及び常任委員長は、各1票のみ。

R12.5 会長は、投票数が可否同数の場合、これを裁定する。

R13 ヤング BPW

R13.1 ヤング BPW は 35 歳以下の BPW クラブ所属会員、あるいは個人会員とする。

R13.2 ヤング BPW 代表は役員会において

- ・ヤング BPW の視点を提供する。
- ・役員会とヤング BPW を結びつける役目を担う。
- ・世界各国のヤング BPW の活動を促進する。

R14 データベース

すべての会員は、自身の関心および専門分野を、データベースに登録することができる。データベースの運用及び利用方法は手順書に従わなければならない。

R15 常任委員会

R15.1 以下の常任委員会が設定された。

農業、芸術と文化、商業・交易・技術、訓練・雇用、環境、健康、規約、組織、事業 広報、ヤング、国連—女性の地位委員長に加えて各常任委員会は、4—6名の委員で構成される

R15.2 常任委員会の委員長とメンバーの任命

- ・常任委員会の委員長は、総会で選出される。但し、第1及び第2副会長は常任委員会のうち組織或いは国連—女性の地位を担当し、ヤングの代表はヤング委員会の委員長となる。
- ・常任委員会の委員は、正式には、会長により任命される。常任委員会の委員長とメンバーは、同じ役割を連続して2期以上勤めることが出来ない。
- ・各会員団体は、常任委員会の会員への推薦リストを、各候補者の履歴書と同意書を添えて、コンgres前に事務局長に提出すること。会長事務局は、候補者が指名された時には、会員に通知する。

R15.3 常任委員会の役割

- ・各常任委員会の委員長は、委員会のメンバーと協議し、選出後2ヶ月以内に会長事務局に活動計画概要を提出すると共に、コンgresへの文書による

報告を提出する。また、委員長は、活動報告を会長事務局に提出し、要請があれば役員会に文書による報告書を提出する。

- ・各常任委員長は、要請があった場合、同意を得るためにも財務担当役員に対し支出の報告書を提出する。

各常任委員長は、任期終了の後30日以内に、会計担当役員及び二人の副会長を除いて、会長事務局に出向き、或いは会長の指示に従って、記録と書籍を提出する。

R16 プロジェクト参加者

BPW 会員等によって組織された女性の支援・向上をめざすプロジェクトへの参加した者は、プロジェクト参加者として、BPW International に報告され記録されなければならない。

R17 決議(案)

R17.1 決議は、総会での過半数をもって採択される。

R17.2 決議案は会員、役員会のメンバー、常任委員長及び会長経験者によって提出される。

R17.3 決議案は、緊急決議を含め、手順書に記載されている指示に対応しなければならない。

R18 改正(案)

R18.1 会則及び規則は、スイス市民法の第60条以降に則るものであり、会則及び規則の改正はスイス市民法第60条以降に則ること。

R18.2 会則及び規約の改正案は会員、役員会のメンバー、元会長より提出することができる。会則及び規約の改正には3分の2の賛成が必要である。

R18.3 規則の改正は、総会でのみ可能である。

R18.4 投票に付すべき会則及び規則の改正は、手順書に記載されている条件を満たさなければならない。

R19 解散

R19.1 BPW International を解散するときは、総会で3分の2以上の表決を得なければならない。解散は手順書に従い、スイス市民法の第60条以降に則らなければならない。

R19.2 BPW International が解散する場合、残存する財産は、類似した目標を持つ1つもしくは複数の非営利活動法人に譲渡するものとする。それ以外の財産の使用や配分はこれを禁ずる。

R20 名称及びロゴ

BPW International の名称及びロゴは、会費払い込み済みの BPW International 会員にのみ使用を許可する。個人的利益や収益のための利用を禁ずる。

R21 手順書

R21.1 手順書は、規則がどのように運用されるべきかを規定する。

R21.2 手順書は、総会期間以外の場合、役員会で改正することができる。改正された手順書は、評議会での過半数をもって採択されてのちに、適用される。

R22 関係構築

R22.1 BPW International は、国連との関係維持に努める。

R22.2 BPW International は、他の組織や機関と関係を構築することができる。その際、手順書に記載された関係構築要項に準じなければならない。

R23 会長事務局

R23.1 会長は、役員会の承認を得た予算内で近隣に事務局を持つことができる。

R23.2 会長事務局の整備及び、会員や組織のサービスのための準備は、手順書に記載されたガイドラインに準じなければならない。

R24 原則

R24.1 会則及び規則は制約するものではなく、任意のものである。

R24.2 役員会は、会則、規約あるいは手順書に記載されていない事項について決定する。役員会の決定は、目的を持ち、規約、会則及び手順マニュアルの理念に則ったものでなければならない。

R24.3 規約及び会則の翻訳に関して疑問があるときは、英文の規約及び会則に準ずる。

【用語の定義】**アドボカシー**

人や組織に考えを説明して、その考えに賛同するよう説得したり、促進することをめざして、他人に代わって発言し、変化を求めてロビーイングを行うこと。

改正

会則や規則の文言について提案された変更。

Battersea 基金

ロンドンの BPW International 本部の売却等による資金を独立した口座で管理する。

コンGRESS 基金

コンGRESS登録費を減額するために2008年に設立された BPW International の別枠会計の基金。会員による年間の寄付によって賄われる。(会費納入額を減額された低収入国を除く。)

国

完全な主権が及んでいる地政学的な単位。

非常事態

会員の力で制御することのできない以下のような極端な事態:⇐

- ビザ発給の拒否
- 国際的あるいは国内の紛争や自然災害により、渡航規制が行われたり、渡航が危険となる場合
- 予測できない重篤な病や、会員に非常に近い或いは大事な人物の死亡。

遺産

本人の死亡後に贈与されるお金で、本人の意志で遺言に記載されたお金。

会員

BPWに参加し、BPW Internationalに会費を納めている個々の女性。

会合

人が直接参加する会合、電磁的方法、あるいはテレビによる会議を含む。それらは、定足数の条件を含め、手順書の規定に従う。

元会長

BPW インターナショナルの会長経験者。

資産 (property)

資産とは、土地や建物などの不動産で、会長事務局として使用される賃貸建物を除く。

深刻な問題

BPW International にとって財政的、組織的、法的、政治的に重大な影響を及ぼし、想定しうる結果の分析に裏付けされた決断が求められる問題。

スイス・シビル・コード(スイスの市民法)

ジュネーブでの法人登録に必要となる事項。この会則と規則は、スイスの市民法に準拠しており、法の2010年版における関連条項は第60条から第79条である。

期間

期間(任期)とは、2つの連続したコンGRESSとコンGRESSの間。

緊急決議

緊急決議とは、議決案の提出期限後に発生した、国際的に重要な事態に関するものでなければならない。